

商品先物取引法施行規則及び商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令
の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について

平成24年11月16日
経済産業省
商務流通保安グループ
商取引・消費経済政策課

平成24年10月5日（金）付けで商品先物取引法施行規則及び商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見公募を行いました。お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見のうち同内容のものは適宜集約して掲載しております。

また、皆様からお寄せいただいた御意見等を踏まえ、本日、商品先物取引法施行規則及び商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令を公布しましたので、新旧対照条文を併せて御参照いただければ幸いです。

今回の意見公募に御意見等をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：平成24年10月5日（金）～平成24年11月5日（月）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省HPに掲載、窓口配布
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

2. 御意見等の総数

- (1) 提出件数：34件（23者）
- (2) 内訳：企業関係者、弁護士、個人等

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課
電話：03-3501-6683

商品先物取引法施行規則及び商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令案			
条項	御意見の概要	御意見に対する考え方	
1	商品先物取引法施行規則及び商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令案の概要2.(1)	純資産額規制比率が商品先物取引法で規定されているが、金融商品取引法において、純財産額の規定として、同法第29条の4第5項口、同法施行令第15条の7及び9があり、類似した規制となっているため、この純資産額についても一本化すべき。	純資産額規制比率における純資産額の計算においては、金融商品取引法における純財産額と異なり、商品取引責任準備金の算出等、商品先物取引に特有の計算を行うことが必要であるため、一本化することは困難であると考えております。
2	同2.(1)	純資産額規制比率に係る届出としてモニタリング調査表の自己資本規制比率に係る様式を届け出る場合、様式第12号を提出する際に自己資本規制比率に係るモニタリング調査表を添付すれば、様式第12号における「2. 純資産額規制比率」の欄に何も記載する必要はないか。	御理解の通りです。
3	同2.(1)	純資産額規制比率の代替的届出が可能となる月が明確になるよう附則で規定していただきたい。	平成24年11月分の届出(12月20日までに届け出る分)から認められます(本省令案の施行期日は平成24年12月1日)。
4	同2.(1)	純資産額規制比率の代替的届出として自己資本規制比率に係る届出をした者が、その後様式第12号の月次報告書によって純資産額規制比率を届け出る方法に戻すことはできるとの理解でよいか。	御理解の通りです。ただし、頻繁に純資産額規制比率の算出方法を変更するなど、恣意的に結果が良い方によって報告することは適切でないと考えられます。
5	同2.(1)	施行規則第117条第1項第1号に規定される月次報告書の1.主要勘定残高についても、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」II-1-1(4)に規定するモニタリング調査表の該当箇所により代替可能であるという理解でよいか。	今回の改正は、現在のモニタリング調査表が、純資産額規制比率に係る月次の届出で記載すべき事項を十分に網羅しているため、純資産額規制比率に係る月次の届出についてのみモニタリング調査表による代替を可能とすることを考えております。
6	同2.(1)	施行規則第100条の2において、金融商品取引業者兼商品先物取引業者の純資産額規制比率の縦覧方法についても改正すべきではないか。	今回の改正は、純資産額規制比率に係る主務省への月次の届出に関する負担軽減の要望が多かったことに鑑み、当該届出の負担軽減を行ったものです。純資産額規制比率の縦覧は、当該比率の委託者等への周知という主務省への届出とは別個の目的を有するものであるため、今後必要に応じて検討を行ってまいります。
7	同2.(2)	プログラムの中身は顧客に対して大部分が開示されない可能性が高く、顧客の利益が害されることになるおそれが大きいいため、認めるべきではない。	商品市場の活性化のためには、個人投資家にとって魅力のある新たな商品を開発する必要があると考えられるため、委託者保護を徹底しつつ、プログラムによる自動売買を認めることが適当であると考えております。委託者の保護に関しては、プログラムによる自動売買に係る契約の概要等について理解していない顧客からの受託を禁止することや、顧客と商品先物取引業者の間で資金総額について同意をすることを義務付けること等により、徹底してまいりたいと考えております。また、プログラムによる自動売買に関する委託者保護をさらに徹底すべく、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」について、所要の改正を行うこととしております。
8	同2.(2)	機動的な売買を名目に小刻みな売買を繰り返すことを認めると、業者による手数料稼ぎにより顧客の利益が害されることになるおそれが大きいいため、プログラムによる自動売買の受託においては、売買の回数や数量等に比例する手数料を受けることを認めるべきではない。	今回の改正では、御指摘のように顧客が不測の損害を被らないようにすべく、プログラムによる自動売買に係る契約の概要等について理解していない顧客からの受託を禁止することや、顧客と商品先物取引業者の間で資金総額について同意をすることを義務付けること等の条件を設けることを考えております。また、本規則と同時に改正する「商品先物取引業者等の監督の基本的指針」では、本規則に基づき、手数料、システム利用料及びその決定の方法や、プログラムの過去の一定期間における取引回数等を顧客に説明することを商品先物取引業者に求めること等により、顧客が手数料等の負担をあらかじめ一定程度推測することを可能とする規定を設けることとしております。
9	同2.(2)	手数料稼ぎに繋がるような頻繁に売買を繰り返す等のプログラムを故意に作ることは可能であるため、業者は売買手数料は徴収してはならないとし、それに代わるものとして一定期間ごと(月・年ごと等)のプログラム使用料あるいは口座管理料という名目での徴収を提案したい。それに加えて、契約終了時に顧客に益が出ていたら、その一定割合を成功報酬料として徴収できるようにすることによって、商品先物取引業者に優良なプログラムを開発するインセンティブを与えるべきではないか。	

	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	同2. (2)	委託者に交付を義務付ける書面に自動売買ルールの内容、利害得失、自動売買特有の危険性等に関する事項を含めるべきである。	今回の改正では、プログラムによる自動売買の契約の概要等につき説明を行うことを商品先物取引業者に義務付けることを予定しており、説明を要する具体的事項については本規則と同時に改正する「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」に記載することとしています。
11	同2. (2)	自動売買ルール等につき、委託者に十分理解できるように説明することを義務付けるべき。	
12	同2. (2)	契約の内容を理解していない委託者から委託を受ける行為を禁止すべき。	御指摘を踏まえ、契約の内容を理解していない委託者から委託を受ける行為を禁止する旨の修正を行いました。
13	同2. (2)	プログラムによる自動売買につき、適合性判断のための一定のガイドライン等を作成して、明確な指針を示すべき。	本規則と同時に改正する「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、プログラムによる自動売買に係る適合性の確認を十分に行うべく、社内管理体制を徹底すること等を求めることとしています。
14	同2. (2)	プログラムによる自動売買について、広告規制により、誤解を与える表示の禁止やプログラムによる自動売買の限界や短所を広告に表示させることなどを義務付けることで、顧客の十分な認識を得るようにすべき。	プログラムによる自動売買についても、当然のことながら、法第213条の2及び規則第100条の3から第100条の7に規定する広告等の規制は適用されます。 なお、御指摘を踏まえ、本規則と同時に改正する「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」により、広告の際にはプログラムによる自動売買の注意事項等を表示すべき旨の記載を設けたいと考えております。
15	同2. (2)	施行規則第102条第3項における「十分な社内管理体制」の中には、プログラムの内容が適正であることも含まれることを条項上明確にすべきである。	本規則と同時に改正する「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、商品先物取引業者とプログラム提供者又は設計者との間に資本関係等がある場合には、顧客と商品先物取引業者に利益相反が起るようなプログラムの設計又は開発を防止する措置を講じることを商品先物取引業者に求めていくこととしています。
16	同2. (2)	商品先物取引市場は市場が小さいため、合理的な法則に基づく値動きをしない場合がある点に留意すべき。	本規則と同時に改正する「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、プログラムによる自動売買を受託する場合に交付する書面において、取引注文が、必ずしも、プログラムに従い取引注文を発注する条件どおりに約定しない可能性がある旨記載すべきこととしています。
17	同2. (2)	プログラムによる自動売買を行っている顧客は、商品先物取引法施行規則第102条の2の「継続的取引関係にある顧客」に該当するとすることは認めるべきではない。	プログラムによる自動売買を行っている顧客であっても、先物取引に関する知見等について、通常の取引を行う顧客と必ずしも相違があるとは考えられませんので、継続的取引関係にある顧客から除くことは適切でないと考えております。
18	同2. (2)	「使用可能な証拠金の総額」とは、委託者が預託する証拠金のうち、プログラムによる自動売買に使用することのできる金額との理解でよいか。	御理解の通りです。
19	同2. (2)	プログラムによる自動売買の契約は書面等による締結を義務付けているが、委託者が同意した証拠金の総額については、当該金額を契約書に記載するほか、契約書に基づく別紙に記載することができるとの理解でよいか。	使用可能な証拠金の総額については、その一定の額又は額の決定の方法についてあらかじめ顧客と商品先物取引業者との間で同意しておく必要があります。同意された使用可能な証拠金の総額については、御理解の通り、当該金額を契約書に記載するほか、契約書に基づく別紙に記載することができると考えられます。
20	同2. (2)	同意した使用可能な証拠金の総額について、委託者はプログラムによる自動売買が終了するまでに何回でも増減することができるとの理解でよいか。	御理解の通りです。なお、同意使用可能な証拠金の総額を増減させることができるか否かは同意の内容によります。
21	同2. (2)	プログラムによる自動売買に係る契約は、商品取引所の受託契約準則に基づく商品取引契約とは別個のものとして取り扱う必要があるのか。	プログラムによる自動売買であっても、国内商品市場取引については商品取引所が定める受託契約準則を遵守する必要があると考えられます。
22	同2. (3)	顧客を特定当事者や特定委託者といった一定のプロに限定したとしても、特定同意等による一任取引の例外を認めるべきではない。	ヘッジの目的に合致した取引を適時・適切に行うことができるようにするという必要性がある一方、商品先物取引業者の裁量権を制限することで委託者保護を害するおそれはないと考えられるため、今回の改正を行うこととしたいと考えております。
23	同2. (3)	「④約定価格等については適切な幅を持たせた指示(特定同意)」とあるが、この「適切な幅」とは当事者双方で合意した幅との理解でよいか。	当事者双方で合意すべき幅は、当該同意時点の相場の状況から適切な幅を持たせたものであるとする合理的説明が可能であることが必要です。

	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
24	同2. (4)	金融商品に関する取引所のデリバティブ取引を継続的に自社と行っている顧客に対しても、商品に関する取引所取引の電話や訪問による勧誘を行うことを許容することは、新たに不招請勧誘の禁止の例外を不当に拡張するものであり、対象顧客につき、当該取引を勧誘の前一年以内に複数回実際に行っていること又は勧誘の日に未決済の取引残高を有することという要件を課したとしても、委託者保護を十分に図ることはできないから、認めるべきではない。	御指摘を踏まえ、委託者保護を一層徹底すべく、金融商品の取引所のデリバティブ取引を勧誘の前一年以内に2回以上実際に行っていること又は勧誘の日に未決済の取引残高を有するという要件に加えて、商品先物取引業者が当該顧客と最初に契約を締結してから90日を経過していることを新たに要件として追加することとしています。さらに、本規則と同時に改正する予定の「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」においても、委託者保護を徹底するための所要の改正を行う予定です。本規定の運用に際しては、御指摘の趣旨を踏まえ、適正な運用により委託者保護を徹底してまいりたいと考えております。
25		継続的にデリバティブ取引を行っているとする顧客に対して、不招請勧誘を行うことを許容すべきでない。	
26	同2. (4)	自社に限らず他社で取引を行っている顧客は取引についての知見を相当程度有しているため、他社での取引であったとしてもその事実を知りえた時点で不招請勧誘禁止の例外としてもよいのではないかと。	今回の改正では、既に自社と取引を行っている者であれば自社と顧客との間に一定の信頼関係があり、継続的取引関係があると言えることから、今回は自社の顧客に限定しております。なお、不招請勧誘の禁止については、引き続き、規制の効果と被害の実態を検証していきたいと考えております。
27	同2. (4)	子会社が取引所の金融商品を扱っている場合、会社案内などで親会社・子会社の概要を説明しておき、一定の取引経験を満たした顧客については同意があれば、親会社からの勧誘を不招請勧誘禁止の例外としてもよいのではないかと。	
28	同2. (4)	金融商品仲介業者として取引所のデリバティブ取引の勧誘を行い所属金融商品取引業者と契約した顧客は、金融商品仲介業者の自社の顧客とみなされるのか確認したい。	金融商品仲介業者と顧客との間に施行規則第102条の2に定める継続的取引関係が認められる場合には、当該顧客に対して不招請勧誘を行うことは認められます。
29	同2. (4)	取引の継続性は、顧客と業者の間に信頼関係があるかどうかではなく、取引内容、取引における顧客の知見、関与の程度(顧客の主体性)等、具体的実情に応じて決まるべきではないかと。	今回の改正では、金融商品に関する取引所のデリバティブ取引について、顧客が最初に契約を締結してから90日を経過していることを継続的取引関係の一つの要件として掲げます。また、具体的実情においては顧客の知識経験が備わっていない場合がありますが、法第215条の適合性の原則は引き続き遵守する必要があります。
30	同2. (4)	「単に金融商品の取引所のデリバティブ取引を自社で行っているのみならず、当該取引を勧誘の前一年以内に複数回実際に行っていること」とあるが、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条第1項第1号が「勧誘の日前一年間に店頭金融先物取引に係る二以上の金融商品取引契約のあった者」と規定しているように、省令において明確に規定されたい。その場合、金融商品取引法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引の新規又は仕切りをそれぞれ1回の取引とするとの趣旨が明確になるように規定されたい。	御指摘を踏まえて条項を作成しました。

	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
31	同2. (4)	不招請勧誘禁止の対象外となる「金融商品に関する取引所のデリバティブ取引」については、金融商品取引法上は不招請勧誘が行える市場デリバティブ取引に係るものであるため、不招請の勧誘によって当該契約を締結していることから、単に当該契約の締結をもって継続的取引関係にある者として扱うのではなく、当該取引の勧誘の前一年以内に複数回の取引を実際に行っていること又は勧誘の日に未決済の取引残高を有することという要件を課していると考えられるが、そのような理解でよいか。	御理解の通りです。
32	同2. (4)	第2号の「金融商品取引法施行令第16条の4第1項に規定する金融商品取引契約」は、取引を行うための基本契約であるとの理解でよいか。	商品先物取引法施行規則第102条の2第2号で規定する金融商品取引契約については、御理解の通り、取引を行うための基本となる契約を指すものであると考えられます。
33	同2. (5)	商品投資顧問業と商品先物取引業を兼業する場合に、自己委託を行わないことという規定を適用しないこととすべきではない。	今回の改正は、平成21年の商品先物取引法と商品投資に係る事業の規制に関する法律の改正において、商品先物取引業者に対して、投資判断及びそれに基づく個々の取引を一任することが可能になったことを受けて、当該法改正の趣旨を実質化するために行うものです。そして、法律においては、委託者保護の観点から、顧客は一定のプロに限ること、商品先物取引業者は商品投資顧問契約に係る業務に関する情報を利用して、自己の計算において取引を行うことを禁止する等の弊害防止措置が設けられております。
34	—	商品先物業界が復活を遂げるためには、迅速かつドラステックな荒療治と、総合取引所の実現に向けた強い指導が必要である。改革としては、日商協の解散、TOCOMの改革、JCCHと委託者保護基金の統合、TOCOMとKEXの統合、正しい商品先物の知識の啓発等が重要。	御指摘について、今後の政策の検討に当たっての参考とさせていただきます。